

2018 年6月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役社長 田 口 三 昭
 (コード番号 7832 東証第一部)
 問 合 せ 先 取締役 経営企画本部長 浅 古 有 寿
 (T E L : 0 3 - 6 6 3 4 - 8 8 0 0)

株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2018 年 7 月 6 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 31,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,620 円
(4) 処分価額の総額	145,530,000 円
(5) 処 分 予 定 先	当社の取締役等(社外取締役を除きます。)4 名 9,000 株 当社子会社の取締役 17 名 22,500 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2017 年 5 月 10 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、2018 年 3 月期に係る業績条件付報酬として当社普通株式を付与するための金銭報酬債権及び金銭を支給する制度(業績条件付株式報酬制度)を導入することを決議し、2017 年 6 月 19 日開催の第 12 回定時株主総会において、当該業績条件付株式報酬制度を導入し、2018 年 3 月期に係る業績条件付報酬として金銭報酬債権(当社普通株式の払込みに係る現物出資財産)及び金銭を支給することをご承認いただきました。また、当社の完全子会社である株式会社バンダイ、株式会社バンダイナムコエンターテインメント及び株式会社バンダイナムコアーツ(以下「当社子会社」といいます。)においても当社と同様の業績連動条件付株式報酬制度を導入しております。当社及び当社子会社の業績条件付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の内容は、2. 処分の目的及び理由末尾<本制度の内容>に記載のとおりです。

本自己株式処分は、上記の 2018 年 3 月期に係る業績条件付報酬についての 2017 年 6 月 19 日開催の第 12 回定時株主総会における承認を踏まえ、当社の本日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

本自己株式処分の対象となる当社普通株式は、2018 年 3 月期に係る業績条件付報酬として、割当予定先である当社の取締役（当社子会社の代表取締役社長を兼任する者及び社外取締役を除きます。以下、単に「当社取締役」といいます。）及び 2018 年 6 月 18 日開催の第 13 回定時株主総会の終結時まで当社取締役であった当社の顧問（以下、当社取締役とあわせて「当社取締役等」といいます。）に対して付与された金銭報酬債権並びに当社子会社の取締役（以下「当社子会社取締役」といいます。）に付与された金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式の処分により交付されるものです。なお、当社取締役等及び当社子会社取締役は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も喪失するまでの間、本自己株式処分にに基づき割当てを受けた当社株式について、譲渡（担保権の設定その他の処分を含みます。）を行わない旨を誓約する予定です。

<本制度の内容>

（１）本制度の概要

本制度は、当社取締役及び当社子会社取締役に対して、「バンダイナムコグループ中期計画（2015 年 4 月～2018 年 3 月）」期間の最終年度である 2018 年 3 月期（以下「評価対象期間」といいます。）における当社連結営業利益が 500 億円以上となった場合にのみ、連結営業利益の数値に応じて、金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）及び金銭（以下「当社株式等」といいます。）を交付又は支給します。

（２）本制度における報酬額の上限

金銭報酬債権及び金銭の額は、評価対象期間の連結営業利益の数値に応じて年額 3 億 6 千万円（当社分として年額 1 億 6 千万円、当社子会社分として年額 2 億円）を上限として定められるものとします（※）。

（※）連結営業利益が 500 億円に満たない場合は支給しないこととし、連結営業利益が 500 億円以上の場合には、連結営業利益の増加に応じて最大で 3 億 6 千万円までの範囲で変動するものとします。

（３）当社取締役及び当社子会社取締役が交付を受ける株式の総数の上限

1 事業年度につき 90,000 株（当社分として 40,000 株、当社子会社分として 50,000 株）（発行済株式総数の 0.04%）以内とします。なお、1 株当たりの払込金額は、下記（４）に定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値等、当社取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会にて決定します。

（４）当社取締役及び当社子会社取締役に対する当社株式等の交付要件

本制度においては、評価対象期間が終了し、当社取締役及び当社子会社取締役が以下の要

件を満たした場合に当社株式等を交付又は支給するものとします。各当社取締役及び当社子会社取締役に交付又は支給する当社株式等の額については、評価対象期間経過後に開催される当社及び当社子会社の各取締役会で決定するものとします。

- ① 評価対象期間中に取締役等として在任したこと
- ② 一定の非違行為がなかったこと
- ③ 取締役会が定めたその他必要と認められる要件

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除した価格とするため 2018 年 6 月 15 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第 1 部における、当社の普通株式の終値である 4,620 円（円未満切捨て）としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、東京証券取引所市場第 1 部における当社の普通株式の 1 ヶ月（2018 年 5 月 16 日から 2018 年 6 月 15 日まで）終値単純平均値である 4,460 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率 3.59%（小数点以下第 3 位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、3 ヶ月（2018 年 3 月 16 日から 2018 年 6 月 15 日まで）終値単純平均値である 3,944 円からの乖離率 17.14%、及び 6 ヶ月（2017 年 12 月 18 日から 2018 年 6 月 15 日まで）終値単純平均値である 3,770 円からの乖離率 22.55%となっており、特により有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上